

# 不燃化特区制度 助成申請のてびき

目黒区街づくり推進部木密地域整備課

## 《 申請の流れ 》

### 1 事前相談

建築計画、スケジュールの相談、提出書類などの事前打合せを行います。

### 2 交付対象確認申請

「交付対象確認申請書」及び添付書類一式を提出してください。

- ・助成対象となるかを審査します。場合によっては、書類の追加提出をお願いすることがありますのでご協力をお願いします。
- ・助成の対象となった場合には「交付対象確認通知書」を交付します。
- \*必ず区から「交付対象確認通知書」が交付されたあとに着工（引越し）してください。**

[随時、必要に応じて]

事象が発生したら、その都度速やかに以下の書類を提出ください。

- ・内容変更申請書：工事中に建築主や建築内容に変更がある場合
  - ・取止め届書：工事を取り止め又は交付を辞退する場合
- ※申請書様式については、お問い合わせください。

### 3 助成金等交付申請

工事や引越しの完了後、「助成金等交付申請書」及び添付書類一式を提出して下さい。

- ・申請の内容に基づき、現地確認します。書類審査や現地検査の結果、助成金の交付が決定した場合は「助成金等交付決定通知書」を交付します。

### 4 助成金の請求・振込み

「助成金等交付決定通知書」の交付を受けたのち、「助成金等支払請求書」を提出してください。内容の確認後、ご指定の口座に助成金を振込みます。なお、振込みは「助成金等支払請求書」の提出後、1ヶ月程度かかります。予めご了承ください。

## 申請に必要な書類・図面

### I 老朽建築物除却助成

#### 1 交付対象確認申請

- (1) 交付対象確認申請書
- (2) 添付書類
  - ア 案内図・公図の写し
  - イ 納税証明書（前年度の市区町村民税・法人住民税）
  - ウ 建築年、構造、延べ面積がわかる書類（建築計画概要書、登記事項証明書、固定資産税の課税明細書のコピー等）
  - エ 現況写真
  - オ 除却工事の見積書又は契約書のコピー
  - カ 委任状・承諾書等（4ページ参照）
  - キ その他区長が必要と認める書類

#### 2 助成金等交付申請

- (1) 助成金等交付申請書
- (2) 添付書類
  - ア 老朽建築物除却工事完了報告書 ※1
  - イ 消費税仕入税額控除確認書 ※2
  - ウ 助成に関するアンケート

※1 以下の3点を添付してください。

  - ・工事契約書のコピー
  - ・請求書、領収書のコピー
  - ・除却後の全景を含む敷地の写真

※2 中小企業者、個人事業者等の方は提出してください。

### II 戸建建替え助成・共同住宅建替え助成

#### 1 交付対象確認申請

- (1) 交付対象確認申請書
- (2) 添付書類
  - ア 案内図・公図の写し
  - イ 工程表
  - ウ 納税証明書（前年度の市区町村民税・法人住民税）
  - エ 老朽建築物の除却がわかる書類（除却工事領収書、登記閉鎖事項証明書等）  
（老朽建築物除却助成を同時に申請する場合は不要）
  - オ 配置図・求積図
  - カ 各階平面図
  - キ 立面図（2面以上）
  - ク 断面図（2面以上）
  - ケ 仕上げ表（主要構造部がわかるもの）
  - コ 土地の登記事項証明書
  - サ 委任状・承諾書等（4ページ参照）
  - シ 地区計画の適合証のコピー
  - ス 建築確認申請書（1面～6面のコピー）
  - セ 確認済証のコピー
  - ソ その他区長が必要と認める書類

#### 2 助成金等交付申請

- (1) 助成金等交付申請書
- (2) 添付書類
  - ア 検査済み証のコピー
  - イ 工事完成後の写真 ※3
  - ウ 建物の登記事項証明書
  - エ 消費税仕入税額控除確認書 ※4
  - オ 助成に関するアンケート

※3 ・全景を含む外観2枚程度  
・対象建築物外壁面と隣地境界線の離れ距離が50cm以上あることを確認できるもの  
（商業地域・近隣商業地域の場合は不要）  
・＜共同住宅建替えの場合のみ＞生活用設備の全戸数分の写真（台所・水洗便所及び浴室等）

※4 中小企業者、個人事業者等の方は提出してください。

### III 店舗等建替え加算助成

#### 1 交付対象確認申請

- (1) 交付対象確認申請書
- (2) 添付書類
  - ア 店舗等の床面積及び構造・設備のわかる書類
  - イ 建替え工事に係る見積書又は契約書のコピー
  - ウ その他区長が必要と認める書類

#### 2 助成金等交付申請

- (1) 助成金等交付申請書
- (2) 添付書類
  - ア 店舗等内部の写真  
（火気使用設備設置個所を含む）
  - イ 建築工事費の請求書・領収書のコピー

## IV 仮住居費助成

### 1 交付対象確認申請

- (1) 交付対象確認申請書
- (2) 添付書類
  - ア 住民票の写し（仮住居先移転前のもの）
  - イ 仮住居先住居の契約書のコピー
  - ウ 納税証明書（前年度目黒区特別区民税）
  - エ 引越費用見積書又は領収書のコピー

### 2 助成金等交付申請

- (1) 助成金等交付申請書
- (2) 添付書類
  - ア 仮住居先住居費（家賃）の支払い明細書、領収書等のコピー
  - イ 引越の契約書、領収書のコピー
  - ウ 住民票の写し（建替え後に発行されたもの）
  - エ 建替え後の建物登記事項証明書

## V 住替え助成

### 1 交付対象確認申請

- (1) 交付対象確認申請書
- (2) 添付書類
  - ア 住民票の写し（住替え移転前のもの）
  - イ 移転先住居の契約書のコピー
  - ウ 引越費用見積書または領収書のコピー
  - エ 納税証明書（前年度目黒区特別区民税）

#### 【賃借人の方】

- オ 除却建築物の賃貸借契約書のコピー
- カ 除却に伴う退去であることがわかる書類（退去通知等）のコピー

#### 【借地上の建物所有者の方】

- カ 借地に関する契約書のコピー
- キ 建物の登記事項証明書
- ク その他区長が必要と認める書類

### 2 助成金等交付申請

- (1) 助成金等交付申請書
- (2) 添付書類
  - ア 移転先住居費（家賃）の支払い明細書、領収書等のコピー
  - イ 引越しの契約書、領収書のコピー

## VI 壁面後退奨励金

### 1 交付対象確認申請

- (1) 交付対象確認申請書
- (2) 添付書類
  - ア 案内図、公図の写し
  - イ 納税証明書（前年度の市区町村民税・法人住民税）

#### 【老朽建築物に関わるもの】

- ウ 現況写真

#### 【建替え後の建築物に関わるもの】

- エ 配置図
- オ 建築確認申請書（1面～6面のコピー）
- カ 確認済証のコピー

### 2 助成金等交付申請

- (1) 助成金等交付申請書
- (2) 添付書類
  - ア 除却後の敷地の写真

※ 複数の助成制度を同時に申請する場合、同一の添付書類は兼ねることができます。

※ 納税証明書（市区町村民税・法人住民税）は申請の前年度の納税証明を提出してください。（課税証明ではありません。）

（例：令和5年度に申請される場合、4年度（3年中の所得に対する住民税）のもの）

前年度の納税を完納される前に申請する場合は、前々年度の納税証明書を提出してください。

※ 申請者が会社等法人の場合は、現在事項確認のため「法人の登記事項全部証明書」（業種及び資本金の確認をします）・「健康保険等適用事業所関係事項確認書」（年金事務所発行 被保険者数により、従業員数を確認します。）（3ヶ月以内のもの）等を各1部提出して下さい。

※ 公図の写し及び登記事項証明書は、登記情報サービスで提供される登記情報ではありません。


※ 必要に応じて、表記以外の書類の提示をお願いすることがあります。

## 委任状等の追加書類が必要となるケース

以下のようなケースでは、追加で委任状等の追加書類が必要になります。  
 ケースによって必要書類や助成条件が異なるため、必ず事前にお問合せください。


ケース	必要な手続き
申請者以外の方（親族やハウスメーカー等）が、代理で申請を行う場合	「委任状」を提出
借地において、 老朽建築物除却助成と建替え助成を申請する場合	「承諾書」を提出 ※申請者による除却・建替えや助成金の申請手続きについて、土地所有者の承諾が必要です。
複数の所有者がいる土地において、 老朽建築物除却助成と建替え助成を申請する場合	「承諾書 兼 委任状」を提出 ※申請者による除却・建替えや助成金の申請手続きについて、他の所有者の承諾及び委任が必要です。 ※複数の所有者で除却・建替えを行う場合も、申請者は1名となります。
老朽建築物除却助成と異なる者が、 建替え助成を申請する場合	建替え助成申請時、老朽建築物除却助成の申請者との続柄がわかる書類（住民票等）を提出 ※建替え助成の申請ができるのは、 <u>老朽建築物除却助成の申請者の3親等以内の親族</u> に限ります。

## 助成金の計算例



老朽建築物

↓



不燃化住宅

**I 老朽建築物除却助成**

老朽建築物 延床面積 120㎡ の場合

---

標準単価による算定	120㎡ × 31,000円 (除却単価) =	372万円 ①
実際に要した費用		350万円 ②
上限額		80万円 ③
《助成額》	①・②・③のうち最小の額 <b>80万円</b>	

**II 戸建建替え助成・共同住宅建替え助成**

建替え前(除却した老朽建築物) 木造 非耐火・延床面積 120㎡  
 建替え後(新築した建築物) 軽量鉄骨造準耐火・延床面積 130㎡ の場合

---

○建築設計費等助成  
 延床面積 130㎡ の場合 219.2万円

○建築工事費助成  
 木造(非耐火)から準耐火(延床面積 130㎡)への建替えの場合 91.6万円

《合計助成額》 219.2万円 + 91.6万円 = **310.8万円**

(注意) 計算例は参考です。実際の助成額は建替え前後の建築物の延床面積や耐火性能によって変わりますので、具体的にご相談ください。

【お問い合わせ】 目黒区 街づくり推進部 木密地域整備課 木密地域整備係  
 TEL 03-5722-9657